

災害復旧ローン

平成27年1月5日 現在適用中

1. 商品名	災害復旧ローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～⑤の全ての要件を満たす方 ①平成26年12月17日から12月20日までの降雪被害による災害を受けられた方 ②当金庫の営業区域内に居住または住所を有する事業所に勤務(または営業)する方 ③満20歳以上の方 ④安定継続した収入のある方 ⑤保証会社の保証を受けることのできる方
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・被災からの生活再建にかかる次の資金 ①住宅の補修・修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具・家電等の修理・買換費用 ④申込人ご本人が当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金 および借換に伴う手数料(①から③のいずれかと合わせた申込に限る)
4. ご融資限度額	・1万円以上500万円以内(1万円単位)
5. ご融資期間	・3か月以上10年以内(元金返済据置6か月以内)
6. ご融資利率	・固定金利 年1.85%
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等または元利均等毎月返済。ボーナス月増額返済も可。 (ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内)
8. 担保・保証人	・担保・保証人ともに必要ありません
9. 保証会社	・(社)しんきん保証基金
10. 保証料	・ご融資利率に含みます
11. ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ①本人確認資料 運転免許証または顔写真付住民基本台帳カード、パスポート (いずれも取得していない場合は健康保険証で可) ②所得証明書(申込金額が100万円以下の場合不要) <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の方 前年の源泉徴収票または公的機関発行の所得証明書 ・個人事業者の方 税務署の受付印のある確定申告書の写しまたは公的機関発行の所得証明書のいずれか ③注文書または見積書、請求書、領収書
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当(電話:0800-200-1152 9:00~12:00/13:00~17:00)にお申し出下さい。</p> <p>【紛争解決措置】</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031 9:30~12:00/13:00~15:00)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588 10:00~12:00/13:00~16:00)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249 9:30~12:00/13:00~17:00)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825 9:00~17:00)にお申出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停) ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) <p>もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しては、審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ・ご返済の途中で繰上返済等返済条件を変更された場合には、「手数料一覧表」記載の事務手数料をお支払いいただきます。 ・返済額の試算等につきましては、融資担当者までお気軽にお問い合わせください。